

低公害車購入補助制度

四月一日からスタート!



財産処分の制限がありません

補助の対象となった低公害車は、新車登録をした日から三年間、登録抹消等の処分が原則としてできません。

④ 町税に滞納がないこと。

⑤ 低公害車の普及促進に協力できること。

※低公害車：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車です。初めて車両登録されたものが対象（中古車は対象外）となります。

補助額は…

低公害車一台につき十万円を補助します。

申請の時期は…

新車登録の日から三〇日以内に申請してください。

町では、地球環境問題の啓発及び大気汚染や酸性雨の原因となる自動車排出ガスが少ない低公害車の普及促進を目的に、低公害車を購入した人に対し、購入費用の一部を補助します。

補助制度を利用できる人は…

① 低公害車(※)を自ら使用する目的で購入し、新車登録する時点で一年以上前から町内に在住している個人または、町内に事務所もしくは事業所を有し、現在事業を営んでいる事業者であること。

② 低公害車の保管場所が町内にあること。

③ 補助の対象となった低公害車を新規登録の日から起算して三年以上使用すること。



天然ガス自動車

あなたは将来 どんなまちに住みたいですか？

昨年4月1日から施行された『まちづくり条例』では、住民の皆さんによるまちづくりを応援するしくみがあります。一緒に「特色あるまちづくり」について考えてみませんか。

まちづくりの現状

近年、社会情勢の変化とともに、住民のニーズが多様化する一方で、地域に根差した文化や街並みなどは失われつつあります。しかし、行政主導によるまちづくりでは、皆さんが望むようなきめ細やかなまちづくりに対応することが難しくなっています。

住民主体のまちづくり (協働のまちづくり)

「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」。地方分権が進むように、

まちづくりも住民が主役となって動かしていく時代となりました。葉山町でも、町と住民が互いに協力しながら目標を達成する「協働」を推進しています。その一つが『まちづくり条例』による「まちづくり基本構想」の策定です。

まちづくり基本構想

「まちづくり基本構想」とは地域のルールです。地域のまちづくりの目標や土地利用・建築物に関する事項をはじめ、景観や生活環境に関することなど、幅広い内容について決めることができます。これをもとに、地域の皆さんが住みたいまちとなるよう協力していきます。

問合せ 都市計画課

☎内線三五一―三五四



まちづくり基本構想ができるまで

①「地域のまちづくり」について考える

今の静かな環境を保ちたい。もっとみどりを増やしていきたい。住んでいる地域の良いところ、悪いところをご近所や町内会の集まりなどで考えてみてください。

②組織づくり

たくさんの人に考えてもらえるよう、参加を呼びかけていきます。まちづくりについて関心が高まってきたら、「協議会」を結成します。今後は「協議会」が中心となって活動を進めていきます。

③基本構想の策定

皆さんで考えたまちの将来像を実現するために、「協議会」は話し合われてきた意見を取りまとめます。町は情報提供や技術的支援などを行い、スムーズな活動ができるようサポートしていきます。

④公表

皆さんで策定した基本構想を町内会（自治会）の回覧や町広報板への掲示などによって公表します。以降は、皆さんや事業者も基本構想に基づいて、まちづくりを推進するように努めていきます。

風致地区条例が

改正されました

風致地区条例が昨年十月に改正され、四月一日から施行されました。

風致地区とは、都市の中の風致を維持するために、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域などに、都市計画法により都市計画で定められた地区です。

風致地区内（町内では、下山口、一色、堀内の一部）で、建築物や工作物の新築、宅地の造成など風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、都市の風致を維持し、また自然と調和した緑豊かなまちづくりを進めるため、条例により町長の許可を受ける必要があります。

建築物・工作物の色彩の変更も許可が必要です

ペンキの塗替えなどの色彩のみの変更の際にも許可が必要となります。

お知らせ

改正のポイント その②

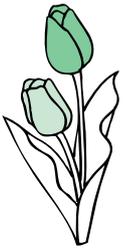
宅地の造成等の際に「緑地率」に基づく緑地を確保する必要があります

宅地の造成等の際に、樹木を保全したり、適切な植栽が行われるよう「緑地率」が定められ、緑地を確保することが必要になります。

改正のポイント その③

宅地の造成等の際ののりの高さの基準が変更になります

一鈴以下の面積の場合も「五鈴以上の高さののりを生ずる切土または盛土を伴わないこと」が必要になります。



改正のポイント その④

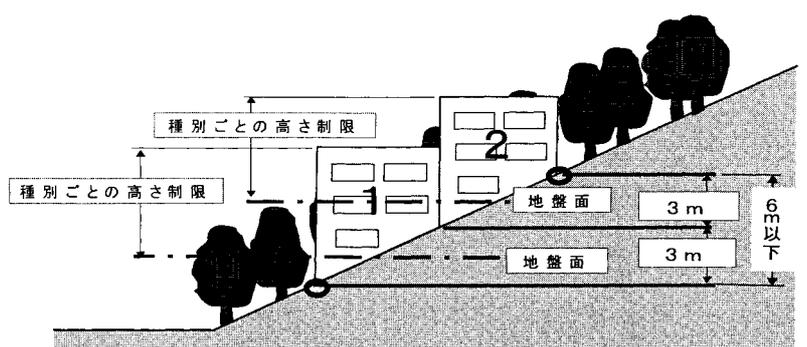
屋外における物件のたい積が許可の対象行為になります

屋外において、物件の種類を問わずに、許可が必要になります。ただし、たい積面積が六〇平方メートル以下で高さが一・五メートル以下のもの、建築物の敷地内で行われるたい積で高さが三メートル以下のもの、工事現場で必要ない積でその行為の施工期間を超えないものは、対象外になります。

宅地の造成等における緑地の割合（緑地率）

	市街化調整区域		市街化区域	
	行為面積500㎡以上	行為面積500㎡未満	行為面積500㎡以上	行為面積500㎡未満
第1種風致地区	50%以上	25%以上	20%以上	10%以上
第2種風致地区	40%以上	20%以上	20%以上	10%以上
第3種風致地区	30%以上	15%以上	20%以上	10%以上
第4種風致地区	20%以上	10%以上	20%以上	10%以上

斜面地の建築物の高さの許可基準例



改正のポイント その⑤

建築物の建築の許可基準に斜面地における高さの基準が追加されます

建築物の許可基準として、周囲の地面と接する位置の高低差が原則として、六メートル以下となります。

問合せ 都市計画課 ☎内線三五五四

高病原性鳥インフルエンザが

発生しています



今年一月、七九年ぶりに国内で鶏の高病原性鳥インフルエンザが発生し、感染の拡大が懸念されています。

高病原性鳥インフルエンザは鶏、チャボ等の家さんにとっては伝染力の非常に強い家畜伝染病で、鳥から鳥、あるいは水、排泄物等を介しても鳥類へ感染します。

症状は、元気消失、食欲不振、下痢、死亡数の増加等がみられます。

町では、県の調査に協力し、鶏、あひる、うずら、七面鳥、がちょうの飼育状況の把握に努めていますので、趣味等でこれらの鳥類を飼育している人はお知らせください。また、病気のまん延防止のため、異常が見られた場合は早期の届出をお願いします。

相談窓口

《人の健康に関すること》

町保健センター

☎八七五―一二七五

県衛生部保健予防課

☎〇四五―二一〇―五一―一七

県鎌倉保健福祉事務所

☎〇四六七―二四―一三九〇〇

《小鳥等の愛玩鳥に関すること》

町環境課

☎八七六―一―一一

内線二二二・二二三

県衛生部生活衛生課

☎〇四五―二一〇―五一―七八

県動物保護センター

☎〇四六三―五八―三四―一一

《家畜（鶏等）に関すること》

県東部家畜保健衛生所

☎〇四五―九三―四―二三―七八

《飼養状況に関すること》

町産業振興課

☎八七六―一―一一

内線三七二―三七四

飲ませない、買わせない ～未成年者の飲酒防止～

近年、子どもの飲酒が増えていきます。成長期にある子どもの飲酒は、体や精神の発達に悪い影響を与えます。子どもの飲酒を防ぎ、将来を守るためには、地域や社会、そして周囲の大人が協力し、子どもにはお酒を「飲ませない」「買わせない」という環境を作っていくことが大切です。

葉山町非核平和標語

コンクール優秀作品

非核平和事業の推進のため標語を募集したところ、一四八人・二五〇点の作品の応募がありました。選考委員会で厳正に審査した結果、次の作品が選ばれました（敬称略、学校・学年については、応募時（平成十五年七月）のものです）。

金賞

青い地球 赤く染めるな 核兵器

鈴木 雄介（葉山中二年）

銀賞

平和まで 歩いていこうよ 核すてて！

平岡明日翔（葉山中二年）

銅賞

家族の和、仲間の和から世界へと 葉山の町からスタートだ！

根岸 彩香（南郷中一年）

佳作

核兵器捨てなきゃ見えない平和の光。

菱田 太洋（葉山中一年）

消さないで 未来を照らす 平和の灯。

伊澤茉莉奈（葉山中二年）

核なしの 平和な世界に 未来あり

大木 麻由（葉山中一年）

核兵器 世界のえがおが きていく。

川村 篤史（葉山中一年）

被爆国から声を上げて平和を誓う

池田 明博（葉山中二年）

児童・生徒のための美術体験教室 「岩絵具を使って遊んでみよう！」(無料)

日本の絵画作品に使用されている「岩絵具」を使ってみたり、また伝統的な技法の箔押しや砂子を体験してみませんか。体験後は、館内にて作品鑑賞も行います。

日時 5月8日(土)13時～16時
場所 山口蓬春記念館生涯学習室
対象 小学5年～中学3年生
定員 20人(先着順)

※保護者同伴の場合は、事前にお知らせください。

申込み・問合せ 住所・氏名・生年月日・電話番号を、往復ハガキ又はファックスで、山口蓬春記念館(〒240-0111-色2320)
☎875-6094 FAX875-6192